

【EU】 共通漁業政策の見直し

海外立法情報調査室・武田 美智代

* 欧州議会は、2013年2月6日、共通漁業政策(CFP)の改革に関する提案を、一部修正の上、可決した。CFPは、1983年の策定以降おおむね10年ごとに見直されており、現行のCFPも改定の時期を迎えていた。乱獲の防止、魚類資源の投棄禁止等、持続可能な漁業を目指す新たなCFPは、2014年までに実施される見込みである。

1 EUの共通漁業政策とは

欧州連合(EU)は、加盟国の排他的経済水域をEU共通の水域として管理し、域内漁業の構造改革を進めるため、1983年に共通漁業政策(CFP)を策定した(注1)。その目的は、漁業者の公正な生活水準の確保及び消費者の利益に配慮しつつ、経済的、環境的、生物学的に持続可能な水産資源の開発を行うことにある。EU水域の水産資源の管理は、CFPと加盟各国の漁業管理制度との組合せにより行われている。CFPは、策定以降おおむね10年ごとに見直されており、2003年から実施されている現行のCFPも改定の時期を迎えていた。

CFPの主要な柱となるのは、①水産資源の保存、②漁業者の生活水準確保とEU漁業の合理的発展を図る構造政策等の実施、③漁業・水産品等の域内市場の共通組織(CMO)、④第三国との漁業協定や国際機関における交渉である。また、漁業の構造改革を進め、漁業を主要な経済活動とする沿岸地域の発展を支援することで域内の経済的、社会的連携を強化するため、1994年からEUレベルの加盟国に対する財政支援として漁業指導財政措置(FIFG)が実施され(注2)、2007年から、FIFGの後継措置として欧州漁業基金(EFF)が導入された。FIFGは、2000～2006年で総額37億ユーロ、EFFは2007～2013年で総額43億ユーロの予算規模で実施されている。

2 改革の背景及び改革案の内容

欧州委員会は、2008年9月から、次期CFP策定のための議論を開始し、翌2009年4月にCFP改革に関する緑書(議論の素材となる政策書)を公表した(注3)。「共通漁業政策の改革」と題するこの文書では、現行CFPの構造的欠陥として、①漁船の漁獲能力が過剰であること、②政策目標の不明確さ、③短期的視点を重視した意思決定システム、④CFP実施に関する業界の責任感の欠如、⑤規制を遵守する政治的意思の欠如及び業界によるコンプライアンスの貧弱さを指摘していた。特に①は、過去のCFP改革で常に課題となり改善策が講じられてきたものの、いまだCFPの根本的課題のままであるとされた。緑書の公表とその後の各国における議論を経て、委員会は、水産資源を持続可能な水準まで回復させることで、域内市民に長期にわたり、安定的かつ確実に健康的な食品を供給するとの改革案を提示した(注4)。それは、漁業分野

に新たな繁栄をもたらし、補助金依存から脱し、沿岸域における新たな雇用機会と成長を生み出すものとされる。改革案には、魚類資源の乱獲防止のため、魚類の再生産可能な基準（MSY）の設定とその実施期限が明示され、一旦捕獲した魚類の投棄禁止が盛り込まれた。また消費者に対し、購入する水産物の質及び持続可能性について十分な情報を提供すること、加盟国は適切な資源保護措置を決定し適用すること、一般的な政策の枠組みや基本原則等は EU の立法者が明確に定めること等が提案された。

CFP 改革と同時に、EU が実施している財政支援措置の見直しも進められた。2014 年から 2020 年まで、EFF に代わる欧州海洋漁業基金（EMFF）の始動が提案されている。EMFF は、新規雇用の創出及び EU 沿岸域住民の生活の質の向上を目指して加盟国と委員会が共同で実施するプロジェクトである。CFP 改革と歩調を合わせ、EMFF は持続可能な漁業を目指す漁業者及び多様化する経済活動に直面する沿岸地域を支援することになる。

3 改革案の行方

欧州委員会は、2011 年 7 月、CFP に関する欧州議会及び理事会規則に関する提案（COM(2011)425final）を行った（注 5）。2012 年には、EU の諮問機関である経済社会委員会（EESC）及び地域委員会から、前記提案を含む CFP 改革案に対する意見がそれぞれ提出され、欧州議会及び理事会における検討が続いた。2013 年 2 月 6 日、欧州議会は、前記提案を一部修正の上、賛成 502 票、反対 137 票で可決した。今後、理事会の承認を得て成立の運びとなる。一方 EMFF は、同年 5 月に欧州議会漁業委員会での表決を経て、9 月の欧州議会本会議で採択される予定である。新たな CFP は 2014 年までに実施の見込みである。

注（インターネット情報は 2013 年 4 月 19 日現在である。）

- (1) EU の漁業に関する共通政策は、当初共通農業政策（CAP）の一部であったが、漁業に固有な問題を別に扱う必要から、CAP からの分離・独立が図られ、1983 年に CFP が策定された。
- (2) FIGF 実施以前は、欧州農業指導保証基金（EAGGF）から拠出されていた。
- (3) COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES, *GREEN PAPER—Reform of the Common Fisheries Policy*, COM(2009)163final, 22.4.2009.
<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2009:0163:FIN:EN:PDF>>
- (4) 主な改革案について、次の文書を参照。EUROPEAN COMMISSION, *COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS—Reform of the Common Fisheries Policy*, COM(2011)417final, 13.7.2011.
<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2011:0417:FIN:EN:PDF>>
- (5) EUROPEAN COMMISSION, *Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the Common Fisheries Policy*, COM(2011)425final, 13.7.2011.
<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2011:0425:FIN:EN:PDF>>